医療法人同友会　介護付有料老人ホーム

メディケアホーム　きょうわ

重要事項説明書

重　要　事　項　説　明　書

記入年月日	平成 30 年 1 月 1 日
記入者名	大門　憲二
所属・職名	メディケアホームきょうわ・施設長

１ 事業主体概要

名称	(ふりがな)いりょうほうじん　どうゆうかい 医療法人　同友会	
主たる事務所の所在地	〒　544-0021 大阪市生野区勝山南４丁目１６番１０号	
連絡先	電話番号／ＦＡＸ番号	06-6718-2221　/　06-6718-2229
	メールアドレス	medicare-kyowa@athena.ocn.ne.jp
	ホームページアドレス	http:// kyowa-hp.net/
代表者（職名／氏名）	理事長　／　辺　秀俊	
設立年月日	昭和　４２年　１月２５日	
主な実施事業	※別添１（事業者が運営する介護サービス事業一覧表）	

２ 有料老人ホーム事業の概要

（住まいの概要）

名称	(ふりがな)めでぃけあほーむ　きょうわ メディケアホーム　きょうわ	
届出・登録の区分	高齢者の居住の安定確保に関する法律第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	
有料老人ホームの類型	介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）	
所在地	〒　544-0011 大阪市生野区田島１丁目１番２４号	
主な利用交通手段	市バス 大池橋停留所　徒歩3分	
連絡先	電話番号	06-4307-3795
	ＦＡＸ番号	06-4307-3857
	ホームページアドレス	http:// kyowa-hp.net/
管理者（職名／氏名）	施設長　／　大門　憲二	
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日・登録日（登録番号）	平成　２９年　４月　１日　／　平成　２７年　１２月　２１日 大阪市長(サ高住27)第13号	

（特定施設入居者生活介護の指定）

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772206096
特定施設入居者生活介護 指定日	平成　29　年　4　月　1　日
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772206096
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	平成　29　年　4　月　1　日

3 建物概要

土地	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自動更新				
	賃貸借契約の期間	～							
	面積	509.7 ㎡							
建物	権利形態	所有権	抵当権	あり	契約の自動更新				
	賃貸借契約の期間	～							
	延床面積	2,179.6 ㎡（うち有料老人ホーム部分 2,179.6 ㎡）							
	竣工日	平成 ２９年 １月３１日		用途区分	老人ホーム(サ高住)				
	耐火構造	耐火建築物	その他の場合：						
	構造	鉄骨造	その他の場合：						
	階数	6 階 （地上 6 階、地階 階）							
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性			適合している					
居室の状況	総戸数	50 戸		届出又は登録（指定）をした室数				50室 （ ）	
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考（部屋タイプ、相部屋の定員数等）
	一般居室個室	○	○	×	×	○	18.28	10	
	一般居室個室	○	○	×	×	○	18.44	5	
	一般居室個室	○	○	×	×	○	18.55	5	
	一般居室個室	○	○	×	×	○	18.59	20	
	一般居室個室	○	○	×	×	○	18.91	5	
	一般居室個室	○	○	×	×	○	19.21	5	
共用施設	共用トイレ	7 ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ 2 ヶ所					
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ 6 ヶ所					
	共用浴室	個室 5 ヶ所		ヶ所					
	共用浴室における介護浴槽	チェアー浴 1 ヶ所		ヶ所			その他：		
	食堂・機能訓練室	5 ヶ所		面積 175.8 ㎡		入居者や家族が利用できる調理設備		あり	
		ヶ所		面積 ㎡					
	エレベーター	あり（ストレッチャー対応） 1 ヶ所							
	廊下	中廊下 1.9 m		片廊下 m					
	汚物処理室	5 ヶ所							
	緊急通報装置	居室 あり		トイレ あり		浴室 あり		脱衣室 あり	
		通報先 管理事務室		通報先から居室までの到着予定時間 3分					
	その他	緊急通報装置はＰＨＳと連動							
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備 あり		火災通報設備 あり				
	スプリンクラー	あり	なしの場合（改善予定時期）						
	防火管理者	あり	防災計画	あり	避難訓練の年間回数 1 回				

4 サービスの内容

（全体の方針）

運営に関する方針		要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。※別紙参照「事業運営規程」
サービスの種類	提供形態	備考
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	入浴（週２回）
食事の提供	自ら実施	クックチル方式
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施・委託	洗濯については一部委託
健康管理の支援（供与）	自ら実施	バイタルサインチェック（週１回）
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		食事提供時に毎日１回以上、安否状況を確認する 必要時訪室し、状況確認を行う 日常生活における悩みや相談に応ずる 内容に応じて、必要な専門家や医療機関などを紹介する
サ高住の場合、常駐する者		介護スタッフ
健康診断の定期検診	自ら実施	
	提供方法	法人内医療機関にて実施
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添２（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供する入居者の個別選択によるサービス一覧表）
個人情報の保護		事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
虐待防止		事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 ・虐待防止に関する責任者の配置：河　成美（療養科長） ・苦情解決体制を整備しています。 ・従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施します。 ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。 ・成年後見制度の利用を支援します。
身体的拘束		事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。 また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。
衛生管理等		①（短期利用）特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。 ②　（短期利用）特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。 ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

（介護サービスの内容）

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成			
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。	
	入浴の提供及び介助	週２回入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います	
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。	
	更衣介助	利用者個人の尊厳を守り、適切な整容のための援助を行う。	
	移動・移乗介助	あり　　寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮する。	
	服薬介助	あり　　介助が必要な利用者に対して、適切に対応する。	
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の状態に適した機能訓練を行い、身体機能の維持回復に努める。	
	レクリエーションを通じた訓練	必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、また身体機能維持を目的としたレクリエーション行事を企画します。	
	器具等を使用した訓練	なし　　利用者の要望や意見を参考に適宜購入を予定	
他	健康管理	利用者の健康状態を常に注意するとともに、健康保持に努める。	
施設の利用に当たっての留意事項		入所申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、入所申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じる。 入居者の退去に際しては、入居者及び家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。	
短期利用特定施設入居者生活介護の提供		あり	
特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算		なし
	夜間看護体制加算		あり
	医療機関連携加算		あり
	看取り介護加算		なし
	認知症専門ケア加算		なし
	サービス提供体制強化加算		なし
	介護職員処遇改善加算	（Ⅰ）	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし	（介護・看護職員の配置率） ：　1　　以上	

（医療連携の内容）※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助	
	その他の場合：	
協力医療機関	名称	医療法人同友会　共和病院
	住所	大阪市生野区勝山南４丁目１６番１０号
	診療科目	内科、消化器科、整形外科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：
協力歯科医療機関	名称	医療法人佳晴会　おのえ歯科
	住所	大阪府堺市堺区戎島町２丁９番地
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：

（入居後に居室を住み替える場合）【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合				
		その他の場合		
判断基準の内容				
手続の内容				
追加的費用の有無			追加費用	
居室利用権の取扱い				
前払金償却の調整の有無			調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減		変更の内容	
	便所の変更		変更の内容	
	浴室の変更		変更の内容	
	洗面所の変更		変更の内容	
	台所の変更		変更の内容	
	その他の変更		変更の内容	

（入居に関する要件）

入居対象となる者	要支援、要介護		
留意事項			
契約の解除の内容	※別紙「入居契約書」		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	※別紙「入居契約書」第１１条	
	解約予告期間		
入居者からの解約予告期間	１ヶ月		
体験入居	あり	内容	
入居定員	50 人		
その他			

５ 職員体制

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1	0	1	生活相談員　１名
生活相談員	1	1	0	1	
直接処遇職員	14	14	0	18	
介護職員	15	15	0	15	
看護職員	4	3	1	3	
機能訓練指導員	1	1	0	1	看護師　１名
計画作成担当者	1	1	0	1	
栄養士	0	0	0	0	
調理員	3	1	2	2.5	
事務員	1	1	0	1	
その他職員	0	0	0	0	
１週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					37.5 時間

（資格を有している介護職員の人数）

	合計			備考
		常勤	非常勤	
看護師	4	3	1	
社会福祉士	1	1	0	
介護支援専門員	2	2	0	
介護福祉士	7	7	0	

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1	0
理学療法士	0	0	0
作業療法士	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0

（夜勤を行う看護･介護職員等の人数）

	平均人数	最少時人数（宿直者・休憩者等を除く）
看護職員	0　人	0　人
介護職員	1　人	1　人

（特定施設入居者生活介護等の提供体制）

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合（一般型特定施設以外の場合、本欄は省略）	契約上の職員配置比率	3：1以上
	実際の配置比率 （記入日時点での利用者数：常勤換算職員数）	3 ：1

６ 利用料金

（利用料金の請求方法等）

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
	上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月１５日までに利用者（又はご希望先）あてにお届け（又は郵送）します。
	内容をご確認のうえ、請求月末日までに、入居契約書の（3）賃料等で選択した支払い方法によりお支払い下さい。
	お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

（利用料金の支払い方法）

居住の権利形態	建物賃貸借方式
利用料金の支払い期限	当月分を翌月末日まで
利用料金の支払い方法	月払い方式　※振込又は持参（入居契約書参照）
年齢に応じた金額設定	なし
要介護状態に応じた金額設定	なし
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	あり　①家賃、共益費、電気代について 入院等による不在期間中も引き続きお部屋を確保される場合は、入所期間中と同様にご負担頂きます。 ②食事費について 入院による欠食数を除いた利用食数分といたします。

（代表的な利用料金のプラン）

				代表プラン	備考
入居者の状況		要介護度		要介護１	
居室の状況		部屋タイプ		介護居室個室	
		床面積		18.28㎡	
		トイレ		あり	
		洗面		あり	
		浴室		なし	
		台所		なし	
		収納		あり	
入居時点で必要な費用		なし		0円	
月額費用の合計（税込）				143,210円	
	家賃			55,000円	
	サービス費用	特定施設入居者生活介護※の費用		19,230円	
		介護保険外	食費	46,980円	１日３食
			共益費	20,000円	
			状況把握及び生活相談サービス費	介護保険適用	
			電気代	2,000円	目安
備考　介護保険費用１割又は２割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添３及び４のとおりです。					

（利用料金の算定根拠等）

家賃	全室　55,000円
敷金	家賃の　　０ ヶ月分
食費	朝食350円、昼夕食550円　※税抜
共益費	共用部分の維持管理費及び水道代を含む
状況把握及び生活相談サービス費	※要介護認定が非該当となった場合は15,000円（税抜）
電気代	使用料に応じて実費精算（３０円／ｋｗｈ）
介護保険外費用	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添２
その他のサービス利用料	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	なし

7　苦情・事故等に関する体制

（利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況）

設置者		１Ｆ管理事務室（大門憲二）
電話番号　／　ＦＡＸ		06-4307-3795　／　06-4307-3857
対応している時間	平日	9：00～17：00
	土曜	9：00～17：00
	日曜・祝日	9：00～17：00
定休日		なし
所在区介護保険担当		生野区保健福祉センター（介護保険グループ）
電話番号　／　ＦＡＸ		06-6715-9859　／　06-6715-9967
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日祝日
公共団体の窓口		大阪府国民健康保険団体連合会
電話番号　／　ＦＡＸ		06-6949-5418　／
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日祝日
大阪市有料老人ホーム指導担当		大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課
電話番号　／　ＦＡＸ		06-6241-6310　／　06-6241-6608
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日祝日
大阪市サービス付き高齢者向け住宅担当		大阪市都市整備局企画部住宅政策課
電話番号　／　ＦＡＸ		06-6208-9228　／　06-6202-7064
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日祝日
虐待の場合		大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課
電話番号　／　ＦＡＸ		06-6241-6310　／　06-6241-6608
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日祝日

（サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応）

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	あいおいニッセイ同和損害保険会社
	加入内容	介護保険・社会福祉事業者総合保険
賠償すべき事故が発生したときの対応	市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。	
事故対応及びその予防のための指針	あり	別紙「事故発生時・緊急時対応指針」

（利用者等の意見を把握する体制）

利用者の意見等を把握する取組の状況	ご意見箱の設置

8　入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	公開していない

9 サービスの提供にあたって

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「特定施設入居者生活介護計画」又は「短期利用特定施設入居者生活介護計画」を作成します。なお、作成した「特定施設入居者生活介護計画」又は「短期利用特定施設入居者生活計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

サービス提供は「特定施設入居者生活介護計画」又は「短期利用特定施設入居者生活介護計画」に基づいて行います。なお、「特定施設入居者生活介護計画」又は「短期利用特定施設入居者生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

（短期利用）特定施設入居者生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

10 運営懇談会等

事業所の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置します。
入居定員や参加者が少ないなどの理由により、運営懇談会の開催が困難なときは、入居者の家族との個別の連絡体制等を確保します。
・参加対象：管理者、職員、入居者（家族及び身元引受人等）
・報告内容：入居者の状況、サービス提供の状況など
・開催頻度：年　１回

11 その他

添付書類：別添１（事業者が運営する介護サービス事業一覧表）
別添２（入居者の個別選択によるサービス一覧表）
別添３（介護保険自己負担額（特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表））
別添４（介護保険自己負担額（介護報酬額の自己負担基準表））

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住　所

氏　名　　様

（入居者代理人）

住　所

氏　名　　様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日　平成　　年　　月　　日

説明者署名

（別添1）事業者が運営する介護サービス事業一覧表

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護			
訪問入浴介護			
訪問看護	あり	訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝきょうわ	大阪市生野区勝山南4丁目16番10号
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護			
通所リハビリテーション	あり	介護老人保健施設ハーモニー共和	大阪市生野区巽中1丁目20番14号
短期入所生活介護			
短期入所療養介護			
特定施設入居者生活介護	あり	メディケアホームきょうわ	大阪市生野区田島1丁目1番24号
福祉用具貸与			
特定福祉用具販売			
＜地域密着型サービス＞			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
居宅介護支援	あり	介護老人保健施設ハーモニー共和	大阪市生野区巽中1丁目20番14号
＜居宅介護予防サービス＞			
介護予防訪問介護			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護	あり	訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝきょうわ	大阪市生野区勝山南4丁目16番10号
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所介護			
介護予防通所リハビリテーション	あり	介護老人保健施設ハーモニー共和	大阪市生野区巽中1丁目20番14号
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護			
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	メディケアホームきょうわ	大阪市生野区田島1丁目1番24号
介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具販売			
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
介護予防支援			
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設	あり	万寿苑	大阪市平野区加美東4丁目18番23号
介護老人保健施設	あり	ハーモニー共和	大阪市生野区巽中1丁目20番14号
介護療養型医療施設	あり	共和病院	大阪市生野区勝山南4丁目16番10号

（別添2）

有料老人ホーム･サービス付き高齢者向け住宅が提供する入居者の個別選択によるサービス一覧表

		個別の利用料で実施するサービス	料金※（税抜）	備　　考
介護サービス	食事介助			
	排せつ介助・おむつ交換			
	おむつ代			
	入浴（一般浴）　介助・清拭	あり	２，０００円／回	週２回以上ご希望の場合　　入浴自立で風呂掃除のみは500円/回
	特浴介助			
	身辺介助（移動・着替え等）			
	機能訓練			
	通院介助	あり	１，０００円／30分	
生活サービス	居室清掃	あり	５００円／回	週１回以上ご希望の場合
	リネンリース（布団、枕、シーツ）	あり	２，１００円／月	シーツのみリースは１，５００円／月
	日常の洗濯	あり	１，０００円／ネット　※外注	週１回以上ご希望の場合　（洗濯機利用は無料）
	居室配膳・下膳			
	入居者の嗜好に応じた特別な食事			
	おやつ	あり	１００円／食	
	理美容師による理美容サービス	あり	１，５００円／回	居室希望の場合は　２，５００円／回
	買い物代行	あり	５００円／回	
	役所手続代行			
	金銭・貯金管理			
健康管理サービス	定期健康診断	あり	５，０００～７，０００円／回	胸部レントゲン、血液検査等入居者の健康状態に応じて
	健康相談			
	生活指導・栄養指導			
	服薬支援			
	生活リズムの記録（排便・睡眠等）			
入退院のサービス	移送サービス	あり	２，０００円／時間	
	入退院時の同行	あり	２，０００円／時間	
	入院中の洗濯物交換・買い物			
	入院中の見舞い訪問			

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割の利用者負担）。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。
※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

（別添3）介護保険自己負担額（自動計算）

当施設の地域区分単価　　2級地　　10.72円

利用者負担額は、１割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、２割負担となります。

基本費用		1日あたり（円）		30日あたり（円）		備考
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	
要支援１	196	2,101	211	63,033	6,304	
要支援２	453	4,856	486	145,684	14,569	
要介護１	533	5,713	572	171,412	17,142	
要介護２	597	6,399	640	191,995	19,200	
要介護３	666	7,139	714	214,185	21,419	
要介護４	730	7,825	783	234,768	23,477	
要介護５	798	8,554	856	256,636	25,664	

			1日あたり（円）		30日あたり（円）		
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
個別機能訓練加算	なし						
夜間看護体制加算	あり	10	107	11	3,216	322	
医療機関連携加算	あり	80	－	－	857	86	
看取り介護加算	なし						
認知症専門ケア加算	なし						
サービス提供体制強化加算	なし						
介護職員処遇改善加算	（Ⅰ）	（（介護予防）特定施設入居者生活介護＋加算単位数）×6.1%					

（短期利用特定施設入居者生活介護の概要：以下の要件全てに該当すること）【要支援は除く】

・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について３年以上の経験を有すること。

・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が１人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。

・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。

・家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。

・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して５年以上の期間が経過していること。

（加算の概要）

・個別機能訓練加算【短期利用（地域密着含む）は除く】

・機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。
（理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師）
・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のものが共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

・夜間看護体制加算【要支援は除く】

・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている場合。
・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

・医療機関連携加算【短期利用（地域密着含む）は除く】

・看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録していること。
・利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治医の医師に対して、利用者の健康状況について月1回以上情報を提供したこと。

・看取り介護加算【要支援と短期利用（地域密着含む）は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。

医師が一般に認められている医学的知見に基づいき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援していること。

・認知症専門ケア加算（Ⅰ）【短期利用（地域密着含む）は除く】

・利用者の総数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方が50％以上であること。
・「認知症介護実践リーダー研修」を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1名以上、20人以上の場合は対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。
・事業所従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

・認知症専門ケア加算（Ⅱ）【短期利用（地域密着含む）は除く】

・認知症専門ケア加算（Ⅰ）での内容をいずれも満たすこと。
・「認知症介護指導者研修」を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施をしていること。

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ

前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ

前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。

・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

前年度(3月を除く)における看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。

・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

前年度(3月を除く)における利用者に直接サービス提供を行う職員の総数（生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員）のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上。

・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出ている場合。

（別添4） 介護保険自己負担額（参考:加算項目別報酬金額: ２級地（地域加算１６%））

① 介護報酬額の自己負担基準表（介護保険報酬額の1割又は2割を負担していただきます。）

	単位	介護報酬額／月	自己負担分／月 （１割負担の場合）	自己負担分／月 （２割負担の場合）
要支援1	196	63,033	6,304	12,607
要支援2	453	145,684	14,569	29,137
要介護1	533	171,412	17,142	34,283
要介護2	597	191,995	19,200	38,399
要介護3	666	214,185	21,419	42,837
要介護4	730	234,768	23,477	46,954
要介護5	798	256,636	25,664	51,328
個別機能訓練加算	12	128	13	26
夜間看護体制加算	10	107	11	22
医療機関連携加算	80	857	86	172
看取り介護加算 (死亡日以前4日以上30日以下)	144	1,543	155	309
看取り介護加算 （死亡日以前2日又は3日）	680	7,289	729	1,458
看取り介護加算 （死亡日）	1280	13,721	1,373	2,745
看取り介護加算 （看取り介護一人当り）				
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	32	4	7
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	42	5	9
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	192	20	39
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12	128	13	26
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6	64	7	13
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	64	7	13
介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）～（Ⅳ）				

・1ヶ月は30日で計算しています。